

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 15 日

福岡県知事 殿

提出者

福岡県飯塚市芳雄町3-83

住 所

株式会社 麻生 飯塚病院

氏 名

院長 増本 陽秀

電話番号 0948-29-8016

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 麻生 飯塚病院
事業場の所在地	福岡県飯塚市芳雄町3-83
計画期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P. 医療, 福祉
② 事業の規模	病院 1048床
③ 従業員数	2551人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 発生「標準廃棄フロー」 処理「特別管理産業廃棄物処理工程」
特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙 「廃棄物管理規定」の通り	



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
	排出量	4654.56 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
	排出量	420 t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	「分別の手引き」のとおり
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	「分別の手引き」のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	特管感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	特管感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 1枚目（1品目目から4品目目）

①現状

【前年度（ 5 年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
全 処 理 委 託 量	4654.56t	t
優良認定処理業者への 処理委託量の	96.42 t	t
再生利用業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量の	1754.52t	t

特別管理産業廃棄物の種類		
全 処 理 委 託 量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量の	t	t
再生利用業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量の	t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	特管感染性廃棄物	
全 処 理 委 託 量	420 t	t
優良認定処理業者への 処理委託量の	50 t	t
再生利用業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量の	130 t	t

特別管理産業廃棄物の種類		
全 処 理 委 託 量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量の	t	t
再生利用業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量の	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への 処理委託量の	t	t

（今後実施する予定の取組）

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 2枚目（5品目目から8品目目）

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 3枚目 (9品目目から12品目目)

①現状	【前年度 (5 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	処理委託業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	処理委託業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	処理委託業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への委託量	t	t
	再生利用業者への委託量	t	t
	処理委託業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者への委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】	
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	415 t
	(今後実施する予定の取組等) 「廃棄物管理規定」のとおり	
※事務処理欄		

特別管理産業廃棄物処理工程

廃棄物の種類	運搬業務委託先	運搬業務委託先所在地	中間処分委託先	中間処分委託先所在地	処分方法	最終処分先	最終処分先所在地	熱回収
感染性廃棄物	(株)麻生マイニング	飯塚市芳雄町	ジェムカ(株)	山口県萩市福井	焼却	(株)大和	大分県中津市田尻	有り
			(株)大島産業	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	焼却	(株)大分グランマ	大分県大分市松岡	有り
						(株)大島産業 背振支店	佐賀県神埼市脊振町	
			ジャパンウエイス(株)	北九州市門司区新門司	焼却	ひびき灘開発	北九州市若松区小竹	有り
				北九州市若松区響町	焼却			
			(有)ウイルビ	嘉麻市上山田	焼却	住吉工業(株)	山口県下関市高畑	
						(有)ウイルビ	嘉麻市上山田	
			(株)ピートルエンジニアリング	北九州市若松区響町	焼却	ひびき灘開発	北九州市若松区小竹	

廃棄物管理規程

目次

1. 目的	2
2. 適用範囲	2
2.1 適用法令	2
3. 用語の定義	2
4. 責任と権限	3
4.2 責任区分	3
4.2.1 統括管理者（環境管理責任者、副責任者）	3
4.2.2 特別管理産業廃棄物管理責任者	3
4.2.3 産業廃棄物管理責任者（施設環境サービス課、中央放射線部、資材課、中央検査部）	3
4.2.4 所属長	4
5. 廃棄物の管理	5
5.1 廃棄物の分類	5
5.2 感染性廃棄物の判断基準	7
5.3 特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物の管理	8
5.4 産業廃棄物の管理	10
5.5 一般廃棄物の管理（リサイクルを含む）	11
6. 委託業者の管理	12
6.1 契約	12
6.2 立入調査	13
6.3 産業廃棄物管理表（以下、マニフェストという）の管理	14
7. 運用管理	15
7.1 院内の監視・測定	15
7.2 委託業者の監視・測定	15
8. 規定・手順の制定・改訂・廃止	15
9. 関連文書	15
10. 付図	16
改訂履歴	18

1. 目的

本規定は、**㈱麻生 飯塚病院**（以下、**当院**という）の事業活動から生じる廃棄物を法に従って適正に管理すること、廃棄物の資源化及び減量化による環境への負荷の低減を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、**当院**及び業務委託先における廃棄物の管理並びに廃棄物処理にかかる委託業者の管理に適用する。

2.1 適用法令

- 当院の廃棄物管理には以下の法令を適用する。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省 所管法令）
 - ・ 福岡県条例
 - ・ 飯塚市条例
 - ・ 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル
((財)日本産業廃棄物処理振興センター)

3. 用語の定義

本規定に用いる用語は、2.1 適用法令に基づく。

	用語	用語の説明
①	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
②	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
③	特別管理一般廃棄物	一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
④	一般廃棄物	可燃ゴミ、ジュースのビン・カン、ペットボトル、雑誌など一般家庭からも同様に排出されるもの

4. 責任と権限

当院より排出される廃棄物を適正に管理するために、責任体系と責任区分を明確にする。

4.1 責任体系

項目	担当部署（者）
特別管理産業廃棄物管理	特別管理産業廃棄物管理責任者
院内集積場管理 処分方法、処分委託先管理	産業廃棄物管理責任者を以下の4部署におく ※（ ）は管理対象となる廃棄物 ・施設環境サービス課（産業廃棄物、一般廃棄物） ・中央検査部（有機溶剤、キシレン、ホルマリンなど） ※ 処分委託先の管理（契約書・立入調査など）は全て施設環境サービス課が行う ※ 放射性廃棄物については、「麻生飯塚病院 中央放射線部 総合マニュアル」に従い管理する。
発生部署での分別・一次保管	各部署所属長

4.2 責任区分

4.2.1 特別管理産業廃棄物管理責任者

- 特別管理産業廃棄物管理責任者は、必要に応じて作成した処理計画書（法第12条参照）及び本規定に基づいて、感染性廃棄物、その他の特別管理産業廃棄物（一般廃棄物）が適切に処理されるよう、感染管理（ICT）を通じて院内従業員に周知する。
- 感染性廃棄物にかかる特別管理産業廃棄物管理責任者は、次のいずれかの者でなければならない。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士または財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する特別管理産業廃棄物管理責任者講習を受講した者。

4.2.2 産業廃棄物管理責任者（施設環境サービス課、中央放射線部、資材課、中央検査部）

- 産業廃棄物を管理する部署の所属長は、産業廃棄物を適正に処理するために産業廃棄物管理責任者を任命する。
- 産業廃棄物管理責任者は、所属長の指示のもと、院内の廃棄物の適正管理を行う。

- 廃棄物の分類及び保管場所の維持管理
- 新規及び継続委託先への定期的な立入の実施と管理
- 廃棄物処理委託契約書の締結及び管理
- マニフェスト及びその他の廃棄物に関する帳票類の管理

4.2.4 所属長

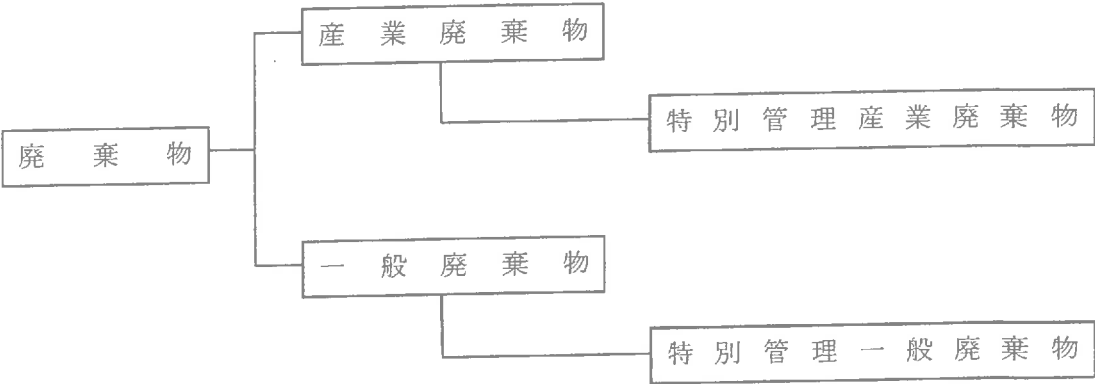
- (1)各部署における廃棄物に関する責任者。
- (2)各部署において、法令・条例及びその他の要求事項に従い、部署内の廃棄物に関する管理体制の構築と維持管理を行う。
- (3)部署の廃棄物の管理状況を把握するとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物管理責任者からの報告及び指導により、部署内管理の改善を行う。（報告には委託業者への立入調査内容を含む）
- (4)緊急時の準備及び対応のため、部署内において計画的な改善を図る。

5. 廃棄物の管理

従業員は、院内から排出する廃棄物を種類ごとに分別すること。

5.1 廃棄物の分類

院内の廃棄物は以下のように分類する。



医療関係機関などから発生する主な廃棄物

種類		例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室などの排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルムなどの有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプなどの潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋など
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
一般廃棄物	ばいじん(煤塵)	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油などの産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
		紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物のしたい、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」など

文責：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成16年3月改訂）

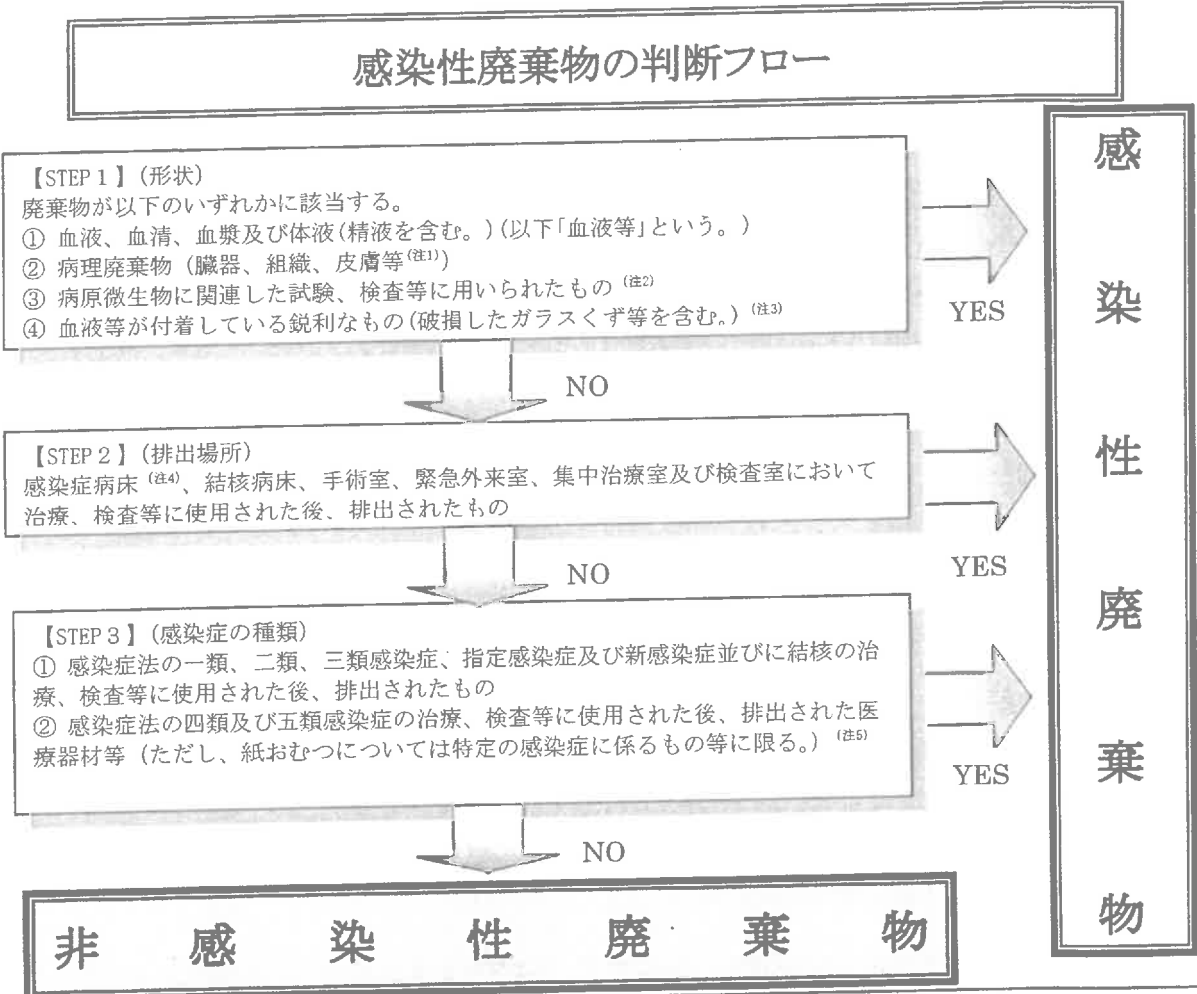
産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れがある性状を有するものは**特別管理産業廃棄物**として区分されている。

種類		内容
引火性廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（引火点 70℃未満が目安）
腐食性廃酸		pH2.0 以下の酸性廃液
腐食性廃アルカリ		pH12.5 以上のアルカリ廃液
感染性産業廃棄物		医療機関から排出される、血液、使用済みの注射針等の感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 PCB※1	廃 PCB、PCB 含有廃油
	PCB 汚染物	PCB が塗布された、染み込んだ、あるいは付着した羽又は封入された紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック、金属くず、陶磁器くず（排出元の業種指定無し）
	PCB 処理物	廃 PCB 等、PCB 汚染物の処理物で、PCB が基準不適合のもの
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及び石綿建材除去事業で使用した用具類など（廃プラスチックシート、防塵マスク、作業衣など） 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設より集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	その他	下水道法に基づく指定下水汚泥 特定の施設（廃掃法施行令別表第 3）から排出される、環境省令で定める基準に適合しない鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ、汚泥またはその処理物 ダイオキシン類特別措置法（特措法）で定める廃棄物焼却炉から排出される、ダイオキシン類含有量基準に適合しないばいじん、燃え殻、汚泥またはその処理物

※1 PCB：ポリ塩化ビフェニル

5.2 感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断にあたっては以下、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の判断フローに準ずるものとする。



(注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・ 血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)

(注1) ホルマリン漬臓器等を含む。

(注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

(注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

(注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染症及び新感染症の病床

(注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等

なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ〔標準廃棄物フロー(分別の手引き)第8版 P4 感染症ごとの紙おむつの取り扱い 参照〕は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

(注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

5.3 特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物の管理

特別管理一般廃棄物は、特別管理産業廃棄物として処分することができる。

【分別】

従業員は、「標準廃棄物フロー（分別の手引き）」に従い分別を行う。

【発生場所での管理】

特別管理産業廃棄物管理責任者は、感染性廃棄物、その他の特別管理産業廃棄物（一般廃棄物）が適切に処理されるよう、感染管理（ICT）を通じて以下の事項を院内従業員に周知する。

・感染性廃棄物の場合

- (1) 専用の梱包容器を用い、足踏み式スタンドに設置する。
- (2) バイオハザードマークを表示した梱包容器を使用する。（付図①参照）

バイオハザードマーク



【赤色】

液状又は泥状のもの
（血液など）



【オレンジ色】

固形状のもの
（血液等が付着したガーゼなど）



【黄色】

鋭利なもの
（注射針など）

- (3) 設置場所及び梱包後の一次保管場所は、関係者（院内従業員）以外がみだりに立ち入ることができないようにする。ただし、診察室、処置室、ナースステーション内の設置は常時院内スタッフの監視下であると判断されるため設置可能とする。
- (4) 保管は極力短時間とする。

・その他特別管理産業廃棄物の場合

- (1) 他のものと分別し、内容物がわかるよう表示をする。（付図②参照）
- (2) 設置場所及び梱包後の一次保管場所は、関係者（院内従業員）以外がみだりに立ち入ることができないようにする。
- (3) 保管は極力短時間とする。

【集積場までの運搬】

特別管理産業廃棄物管理責任者は、該当部署の所属長に対し、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物を運搬する者に対して、以下の教育を行うことを指導する。

- (1) 収集運搬する特別管理産業廃棄物の危険性と取扱い上の注意事項
- (2) 保護具の着用
- (3) 運搬経路

【集積場（院内最終保管場所）での管理】

特別管理産業廃棄物管理責任者は、最終保管場所の管理部署に対し以下の事項を指導する。

- (1) 院外へ搬出されるまでの保管は極力短期間とする。最終保管場所の開錠・施錠は、運搬者がその都度行うことを原則とする。但し、廃棄物容器搬出の際、施設環境サービス課の作業員（又は管理責任者）がいる場合はこれに限らない。尚、作業員（又は管理責任者）は、一時的に保管場所を離れる場合は施錠管理しなければならない
- (2) 腐敗する恐れのある感染性廃棄物をやむを得ず長期間保管する場合は、容器に入れ密閉すること、冷蔵庫にいれることなど当該感染性廃棄物が腐敗しないように必要な処置を講じなければならない
- (3) 保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、特別管理産業廃棄物（一般廃棄物）は他の廃棄物と区別して保管しなければならない
- (4) 特別管理産業廃棄物（一般廃棄物）の保管は、保管施設により行い、当該特別管理産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないようにし、汚水が生ずるおそれがある場合には公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに底面を不浸透性の材料で覆うことその他必要な処置を講じなければならない
- (5) 保管場所には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、次の例を参考にして取扱い注意の表示を行う。表示は縦横それぞれ 60cm 以上とする

表示の例

注意

- 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立ち入り禁止
- 許可なくして容器などの持出し禁止
- 容器などは破損しないよう慎重に取り扱うこと
- 容器などの破損などを見つけた場合は下記へ連絡してください

管理責任者

連絡先 TEL

- (6) スペースの関係上専用の保管施設が設けられない場合は、関係者以外がみだりに立ち入ることができない所で感染性廃棄物の保管を行うこと
- (7) 感染性廃棄物の保管場所には、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしなければならない

5.4 産業廃棄物の管理

【分別】

従業員は「標準廃棄物フロー（分別の手引き）」に従い分別を行う。

【発生場所での保管方法】

- (1) 発生する廃棄物の種類毎に容器・置き場所を確保する。
- (2) 患者の個人情報に記載されているものについては、個人が特定できないような状態にした後に廃棄しなければならない。
- (3) 保管は極力短時間とする。

【集積場までの運搬】

産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物を運搬する者に対して、以下の教育を行うことを指導する。各部署から排出される産業廃棄物については所属長を通じて指導を行う。

- (1) 収集運搬する特別管理産業廃棄物の危険性と取扱い上の注意事項
- (2) 保護具の着用
- (3) 運搬経路

【集積場（院内最終保管場所）での管理】

産業廃棄物管理責任者（施設環境サービス課、資材課、中央検査部）は、産業廃棄物が院外へ搬出されるまでの間、以下の保管基準に従い管理する。

- (1) 保管場所には、産業廃棄物の種類ごとに周囲に囲いを設け、以下の要件を満たす掲示板を設置すること

掲示板の要件

- 掲示板の大きさ 縦横それぞれ 60cm 以上
- 掲示板の要件
 - ・ 産業廃棄物の保管の場所である旨
 - ・ 保管する産業廃棄物の種類
 - ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・ 保管の高さ（屋外で容器を用いず保管する場合）

- (2) 産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散が生じないようにし、汚水が生ずるおそれがある場合には公共水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに底面を不透水性の材料で覆うことその他必要な処置を講じなければならない。
- (3) 保管場所には、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしなければならない。

5.5 一般廃棄物の管理（リサイクルを含む）

【分別】

従業員は「標準廃棄物フロー（分別の手引き）」に従い分別を行う。

【発生場所での管理】

- (1) 発生する廃棄物の種類毎に容器・置き場所を確保する。
- (2) プライバシー書類を廃棄する際は、シュレッダーにかけるか若しくは関係者以外の目にふれない場所に保管すること。

【集積場までの運搬】

各部署所属長は、一般廃棄物の運搬者に対し、部署内で分別した一般廃棄物が院内集積場の所定の場所へ運搬されるよう指導する。

【集積場（院内最終保管場所）での管理】

産業廃棄物管理責任者（施設環境サービス課）は、一般廃棄物が院外へ搬出されるまでの間、以下の保管基準に従い管理する。

- (1) 保管場所には、一般廃棄物、リサイクル物の種類ごとに周囲に囲いを設け、以下の要件を満たす掲示板を設置すること

掲示板の要件

- 掲示板の大きさ 縦横それぞれ 60cm 以上
- 掲示板の要件
 - ・ 一般廃棄物、リサイクル物の保管の場所である旨
 - ・ 保管する一般廃棄物、リサイクル物の種類
 - ・ 保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・ 保管の高さ（屋外で容器を用いず保管する場合）

- (2) 一般廃棄物の飛散・悪臭発散が生じないように必要な設備を設ける
- (3) 保管場所には、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしなければならない

6. 委託業者の管理

産業廃棄物管理責任者は、以下の管理を行う。

また、施設環境サービス課における産業廃棄物管理責任者は、廃棄物の種類と委託先及び委託先の処理内容を現した「廃棄物処理フロー」を作成し、処理経路を明確にする。

6.1 契約

(1)新規委託先の選定

産業廃棄物管理責任者は、新規委託先を選定する場合、法に従った適切な委託業者であるかの確認を行う。

- 行政からの認可を受けた業者であること
- 業種の区分[収集運搬・中間処理・最終処理]
- 取り扱うことのできる廃棄物の種類 [廃プラ・金属くず など]
- 認可条件の有無
- 認可期限の確認 [期限が超過していないか]
- 処理施設の種類及び処理能力 [立入調査で確認]

(2)新規委託先への立入調査

産業廃棄物管理責任者は、「廃棄物委託先立入調査表」に従って、委託先の立入調査を行う。契約前に行うことが望ましいが、事前に実施できない場合は契約後 1 年以内に実施すること。最終処理施設への立入が事実上困難な場合には、中間処理業者による書面での回答によりその適正を確認することができることとする。また、施設が行政の場合、簡略化又は省略することも可能とする。

(3)契約（委託業者との契約）

委託業者との契約の締結は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物における[収集運搬、中間処理、最終処理]の各委託先と個々に契約を結ぶ。

契約書には下記内容を記載する。

- 委託する産業廃棄物の種類
- 運搬の場合は運搬の最終目的地、処分の場合は処分場所
- 委託契約の有効期限
- 料金など

契約書は院長名で締結し、原本は契約締結を行った部署で保管する。

(4) 損害保険の確認

産業廃棄物管理責任者は、院内で作業を行う収集運搬業者に対し、院内での作業中に起こるかも知れない事故（例えば、患者さんや通行人に怪我をさせる、台車をぶつけて器物を破損するなど）に対する損害保険の加入の有無を確認し、保険証書の写しを受領する

6.2 立入調査

(1)事前連絡：委託先に対して、立入調査の趣旨及び予定日を事前に連絡する。

(2)立入調査：委託先に写真を撮る承認を得ること。「廃棄物委託先立入調査表」に従って、現場の確認を行う。

〈注意事項〉

- ・ 施設の内容などが入口に掲示されているか？
- ・ 飛散、流出、地下浸透に対して、どのような防止策を行っているか？
- ・ 側溝及び構内 U 字溝の浮遊物の確認
- ・ 保管量 【1 日の処理能力×2 週間】 → 目測で推量する
- ・ その他 【構内の整理整頓・保有する車両の清掃状況 等】
- ・ 新規の場合は、会社案内、保有許可証及び関係資料（複写でも可）

総合的な判断を調査表に明記し、写真及び資料を添付する。

(3)提出経路

産業廃棄物管理責任者→所属長→特別管理産業廃棄物管理責任者→改善推進本部→環境管理副責任者→環境管理責任者

(4)継続委託先の維持管理

産業廃棄物管理責任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者は、継続委託先の定期的な立入調査を実施し、問題の有無を確認する。

○収集運搬・中間処理業者：1 回／2 年

○最終処分先：1 回／3 年

ただし、最終処理施設への立入が事実上困難な場合には、中間処理業者による書面での回答によりその適正を確認することができることとする。また、施設が行政の場合、簡略化又は省略することも可能とする。

○ 立入調査の内容は立入調査手順（廃棄物委託先立入調査表）による。

○ 立入調査の結果、不適合及び問題点が発見された場合は、委託先に対して是正指示を行う。是正指示に従わない委託先は業者変更の検討を行う。

○ 是正指示後に是正結果の確認を行うこと。

○ 調査結果は、記録として保管する。

6.3 産業廃棄物管理表（以下、マニフェストという）の管理

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物を委託業者（収集・運搬）に回収を委託する場合は、マニフェストを登録すること（マニフェストは産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類毎に登録する）。

(1) マニフェスト

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、産業廃棄物管理責任者は収集運搬業者に廃棄物を受け渡しした際に電子マニフェストを登録する。

(2) 委託先の電子マニフェスト登録の確認

委託業者は終了後に下記期限内に登録をしなければならない。

【収集運搬】運搬終了日から 3 日以内

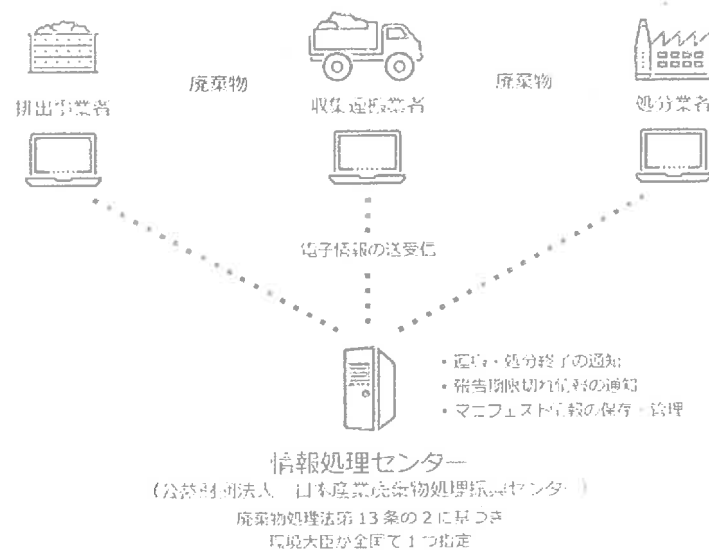
【中間処理】処理終了日から 3 日以内

【最終処分】処分終了日から 3 日以内

産業廃棄物管理責任者は中間処理が排出事業者登録日から 90 日以内（特別管理産業廃棄物の場合は 60 日以内）、最終処分が排出事業者登録日から 180 日以内に終了したことを確認する。

※期限内に報告されない場合は知事への報告義務がある（法律の参照）

(3) マニフェストの流れ



(4) マニフェストの保管期間

産業廃棄物管理責任者は、マニフェストを 5 年間保管しなければならない。

7. 運用管理

7.1 院内の監視・測定

所属長は、部署内の廃棄物管理が適切に実施されるよう日々監視する。廃棄物の分別間違いを発見した場合は部署内で指導し改善すること。特に感染性廃棄物や、その他特別管理産業廃棄物、産業廃棄物の分別間違いを発見した場合は院内の即時報告システムに従い対応する。

特別管理産業廃棄物管理責任者、産業廃棄物管理責任者は、本規定に則り院内の廃棄物の適正管理に努める。特に集積場（院内最終保管場所）の管理について、異常（本規定からの逸脱、廃棄物の分別間違い、その他改善を要する事態と判断する事象）を発見した場合は院内の即時報告システムに従い対応する。

その他、内部監査及び第三者評価にて改善、指摘を受けた事項については各部署所属長、推進責任者（必要であれば特別管理産業廃棄物管理責任者、産業廃棄物管理責任者）が対応する。

7.2 委託業者の監視・測定

定期的な委託先への立入調査を行う（6.2(4)継続委託先の維持管理 参照）。

8. 規定・手順の制定・改訂・廃止

本規定及び標準廃棄物フロー（分別の手引き）は以下のように管理する。

名称	作成・改訂、確認、承認
廃棄物管理規定	【作成・改訂】 施設環境サービス課 【確認】 特別管理産業廃棄物管理責任者 廃棄物管理担当部署
標準廃棄物フロー （分別の手引き）	【作成・改訂】 施設環境サービス課 【確認】 特別管理産業廃棄物管理責任者 廃棄物管理担当部署 所属長、担当者 （施設環境サービス課を除く） 【承認】 施設環境サービス課 課長

9. 関連文書

※カッコ内は作成（主管）部署を示す。

- *1 標準廃棄物フロー 分別の手引き （施設環境サービス課）
- *2 廃棄物処理フロー 廃棄物の流れ （施設環境サービス課）
- *3 廃棄物委託先立入調査票 （各部署）

10. 付図

【付図1】揭示物①(感染性医療廃棄物)

感染性医療廃棄物 (鋭利)

【この容器に入れてよいもの】

- 注射針、メス、替刃、カミソリ、インスリン注射器、ディスポシリンジ(針付)、劇毒物(抗がん剤含む)付着器具、採血管、輸血バッグ、点滴用ルート(針付)など
- 感染の恐れがない医療廃棄物でも、鋭利なものは入れてよい。破損したガラス製品、未使用の注射針、アンプルなど。

※ディスポ製品の外袋は可燃ゴミに捨てましょう。

感染性医療廃棄物 (鋭いもの)

【この容器に入れてよいもの】

- カテーテル、チューブ類、バック類、透析器具類、術衣、シーツ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、手袋、マスク、ディスポシリンジなど、その他血液・体液等付着物
- 紙オムツ(感染性の種類により感染性廃棄物とする)
- 感染症病床、手術室、救命救急センター、集中治療室及び検査室において、治療・検査等に使用された後に排出された物

※ディスポ製品の外袋は可燃ゴミに捨てましょう。

【付図2】掲示物②(その他)

可燃ゴミ

不燃ゴミ

プライバシー書類

非感染性
医療廃棄物

改訂履歴

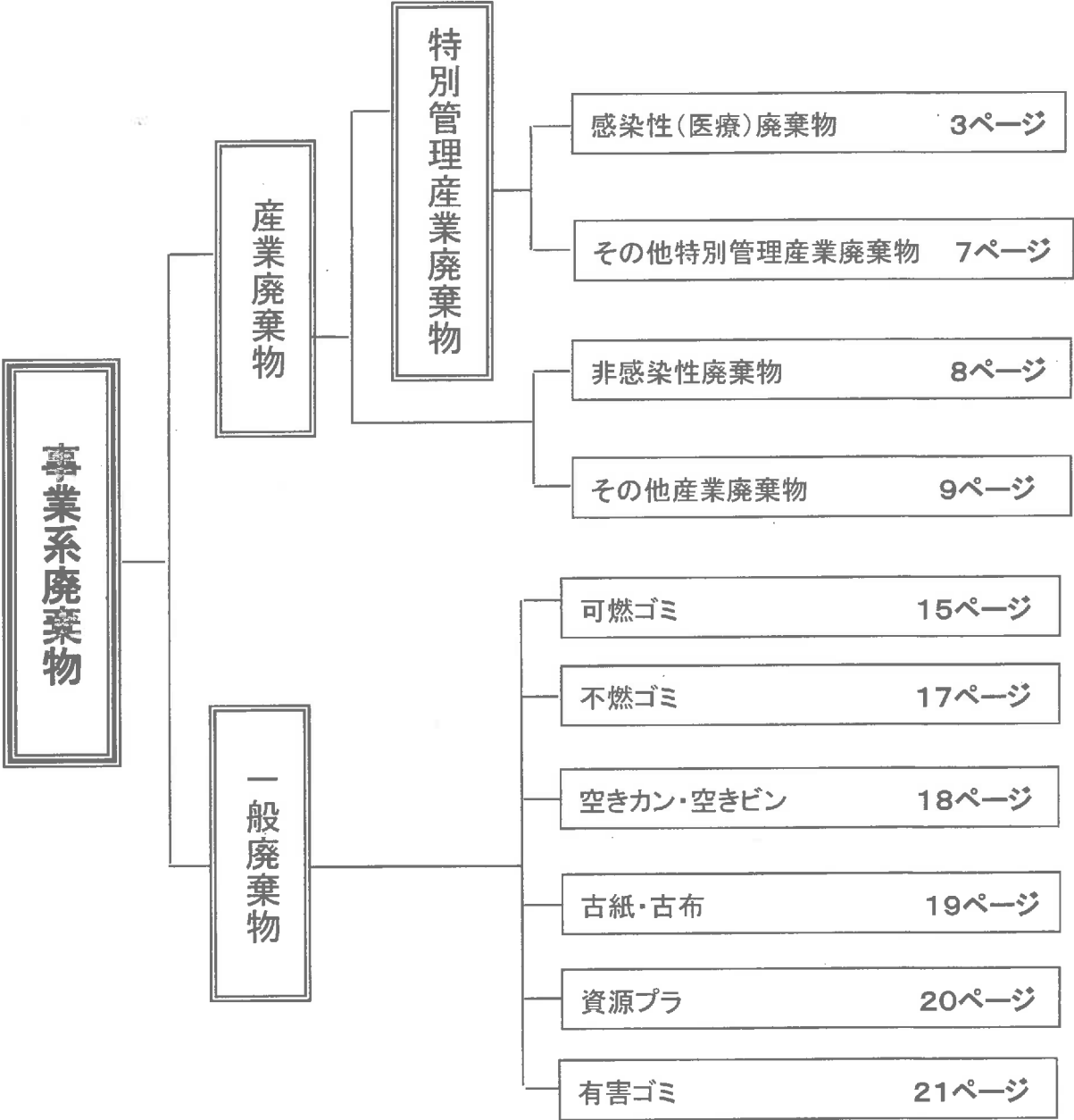
改訂日	改訂番号	改訂内容
2004/06/30	0	制定
2008/04/15	1	表紙：確認 環境管理副責任者 を追加 ISO 事務局 → TQM・ISO 室 へ変更 制定日 → 初版承認日 改訂日 → 改訂承認日 に修正 目次 を追加 → 「廃棄物管理規定構成図」 を削除 文書管理規定（第3版）2008/2/15 改訂に従い、見出し番号を付ける （以下、新規項番にて示） 3.責任と権限 権限 を追加 3.1 環境管副責任者 を追加 ISO 推進責任者 → ISO14001 推進責任者 に変更 3.2.1 環境管理副責任者は、環境管理責任者の責任権限を代行できることを追加 「環境マネジメントマニュアル」 を削除 4.1.4(2)バイオハザードマーク 分類内容を 追加 〃 青色 → 橙色（オレンジ色） に修正 4.2.2(3)提出経路 ISO 事務局 → 環境管理副責任者 へ変更
2008/7/11	2	文書の承認（環境管理責任者、副責任者）、確認（特別管理産業廃棄物管理責任者、産業廃棄物管理責任者（施設環境サービス課、資材課、中央放射線部、中央検査部）、作成（TQM・ISO 室）とする。 2.1 適用法令 を追加 3. 用語の定義 を追加 （以下、項番繰り下がり） 4.1 責任体系 を追加 4.2.1～4.2.5 責任体系に合わせ順番入れ替え、内容の見直し 5. 廃棄物置場の管理 → 廃棄物の管理 に変更 5.1 分類表、例等 を追加 5.2 感染性廃棄物の判断基準 を追加 5.3～5.5 【分別】【発生場所での管理】【集積場までの運搬】【集積場（院内最終保管場所）での管理】に分けて表示 内容の見直し 6.1(4)損害保険の確認 を追加 6.3(3)マニフェストの流れ 図の見直し (4)マニフェストの保管期間 を追加 7.環境情報報告書、改善計画書 → 即時報告システム に変更 8.規定・手順の制定・改訂・廃止 を追加（作成、確認、承認を明記） 9.廃棄物委託業者一覧表、環境情報報告書、改善計画書 を削除
2010/7/7	3	〔標準廃棄物フロー（分別の手引き）第8版〕の改訂による変更 5.2 感染性廃棄物の判断基準 感染性廃棄物の判断フローの内容を一部変更 6.2 立入調査（3）提出経路 “TQM・ISO 室” を“改善推進本部”に変更
2010/9/17	4	5.3 特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物の管理【集積場（院内最終保管場所）での管理】“（1）院外へ搬出されるまでの保管は極力短期間とする。”のあとに下記文章を追記 「最終保管場所の開錠・施錠は、運搬者がその都度行うことを原則とする。但し、廃棄物容器搬出の際、施設環境サービス課の作業員（又は管理責任者）がいる場合はこれに限らない。尚、作業員（又は管理責任者）は、一時的に保管場所を離れる場合は施錠管理しなければならない」
2020/9/17	5	※責任部署が改善推進本部から施設環境サービス課へ変更 ISO14001 返上に伴い文中の関連する内容を削除 表紙 は削除 ISO14001 推進責任者 → 所属長 に変更 6.3 マニフェスト → 電子マニフェスト に変更 10 付図 を追加

標準廃棄物フロー

(分別の手引き)

承認責任者	施設環境サービス課 課長 [REDACTED]
責任部署	施設環境サービス課
問い合わせ先	内線 2627

株式会社 麻生
飯塚病院



各部署から排出するゴミ容器(袋)には、必ず部署名を記入してください。

感染性(医療)廃棄物

感染性医療廃棄物とは
医療機関などから生じ、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

種類	内容	排出方法(容器等)
鋭利なもの	血液・抗がん剤などが付着した注射針、メスなどの刃物やガラス製品 例):針のついた輸液セット注射針、注射針の付いた注射器、アンプル、ガラスくず、メスなど	プラスチック容器 (バイオハザードマーク付) (容器の8割程度で廃棄)
鈍なもの	臓器、組織、血液などが付着したもの(試験管、シャーレ、脱脂綿、ガーゼ、包帯、手術用手袋など) 病原性微生物に関連した試験・検査などに用いられたもの(培地、試験管、シャーレ) 汚染物が付着したもの(紙くず、繊維くず) 例):注射器、手術・検査廃棄物、透析器具、血液、体液が付着した綿花 <u>※医療環境で使用した使用済み手袋、マスク、キャップも感染性とみなして捨てて良い</u>	ダンボール (バイオハザードマーク付) (容器の8割程度で廃棄)

※バイオハザードマーク



【赤色】

液状又は泥状のもの
(血液など)



【オレンジ色】

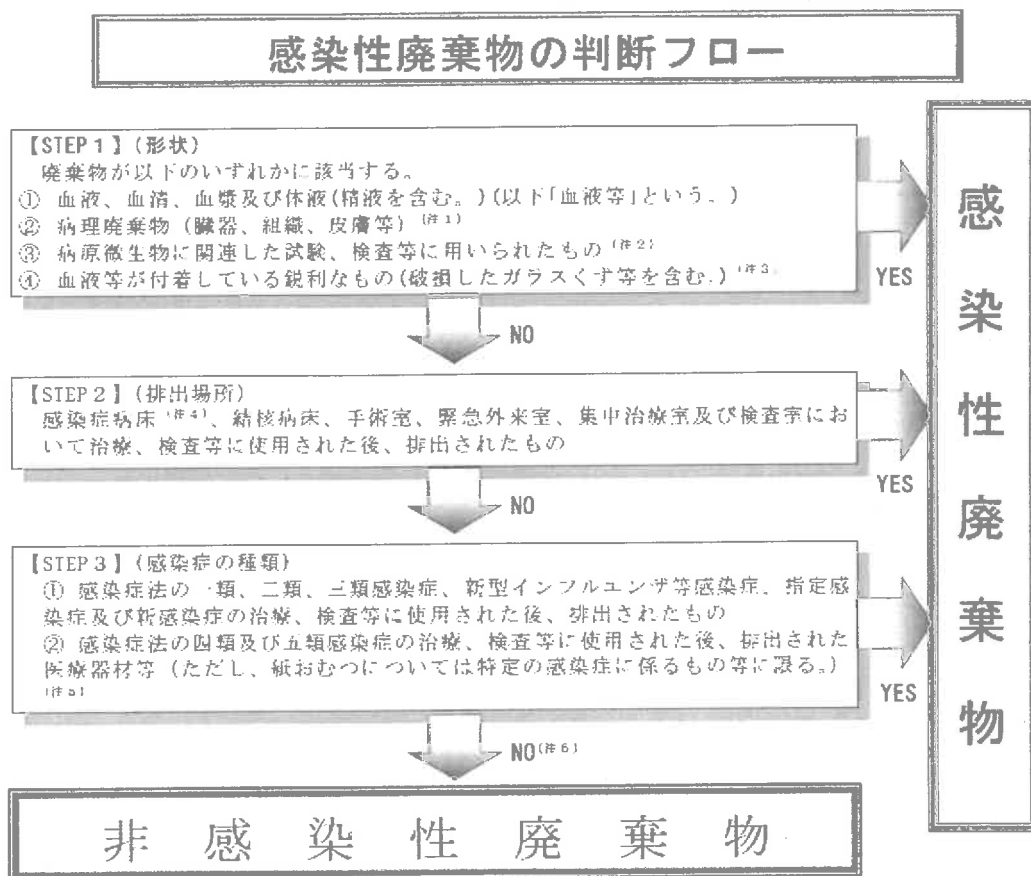
固形状のもの
(血液等が付着したガーゼなど)

【黄色】

鋭利なもの
(注射針など)

★この廃棄物を収集・運搬・処分するには、**廃棄物管理表(マニフェスト伝票)**が必要です。★

[感染性廃棄物処理マニュアル H30.3 より抜粋]



- (注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
・血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)
- (注1) ホルマリン漬臓器等を含む。
- (注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- (注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等。
- (注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- (注5) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスプレイの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液パック、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等
なお、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ(参考1参照)は、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- (注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

[感染性廃棄物処理マニュアル H30.3 より抜粋]

感染症ごとの紙おむつの取り扱い

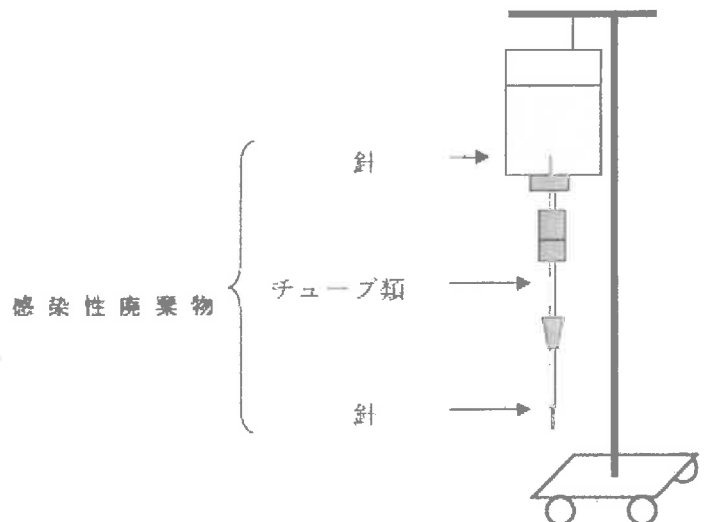
感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取り扱い (※1) (※2)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノкокクス症、オウム病、回帰熱、キャサメル森林病、ロクシジオイデス症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、つつが虫病、テング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ペネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、白喉、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、カルバヘンム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
指定感染症		○	
新感染症		○	

※1 ○：感染性廃棄物 ×：非感染性廃棄物

※2 ○、×に従って感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合には、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

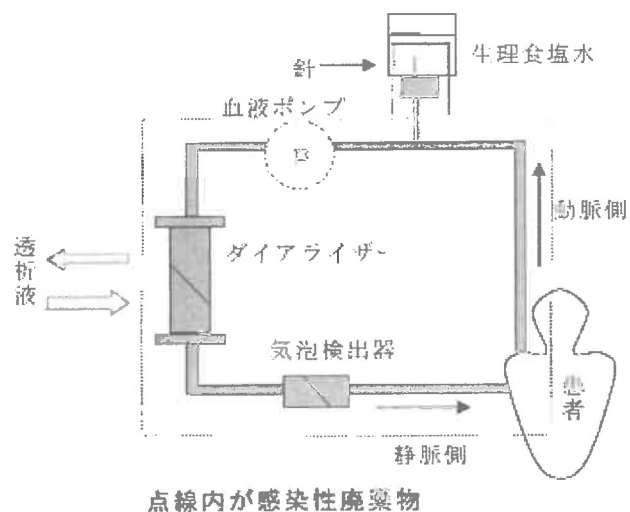
[感染性廃棄物処理マニュアル H30.3 より抜粋]

(1) 輸液点滴セットについて



エアークリップを使用するタイプの場合、使用済みのエアークリップは、感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(2) 透析等回路について



ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

その他の特別管理産業廃棄物

その他の特別管理産業廃棄物とは

有機性汚泥	特定有害汚泥
廃油	ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテル、特定有害廃油
廃酸	PH2.0 以下の廃液 特定有害酸性廃液
廃アルカリ	PH12.5 以上の廃液 特定有害アルカリ性廃液
PCB 等	PCB 付着・封入した廃プラスチック類・金属くず、テトラクロロエチレンを含む廃エレメント・空き缶 その他有害物質が付着した廃プラスチック類

上記特別管理産業廃棄物を廃棄する場合は、施設環境サービス課(内線 2627)に連絡をお願いします。

★この廃棄物を収集・運搬・処分するには、**廃棄物管理表(マニフェスト伝票)**が必要です。★

非感染性(医療)廃棄物

非感染性(医療)廃棄物とは

医療行為を行う上で排出される廃棄物のうち、感染のおそれのないもの

種類	内容	排出方法(容器等)
医療に使用したもの	血液、体液が付着していない(感染のおそれがない)と断定できるもの 例)：プラスチックボトル	ポリ袋(透明)
医療用ビン類	毒物(薬)・劇物(薬)のビン ① キャップははずさなくて良い ② 内容物はカラにすること ●収集・運搬・焼却作業中の安全確保のため、中身が残っている場合は一緒に捨てないで下さい ③ 感染性医療廃棄物の置場に出すこと	ポリ袋(透明)
	バイアルビン(アルミシール、フィリップキャップ付きのもの) ① キャップ等付属品ははずさなくて良い ② 内容物はカラにすること ③ 非感染性医療廃棄物の置場に出すこと	ポリ袋(透明)
	薬液、点滴などのビンのうち、 <u>キャップのついていないもの</u> → 「空きビン」(P16)参照	【リサイクル】

非感染性(医療)廃棄物に入れてはいけないもの

・感染性(医療)廃棄物 ・医療廃棄物でないもの

※医療環境にて使用した使用済み手袋、マスク、キャップは、廃棄間違いを防ぐため、原則、感染性医療廃棄物(鈍なもの)として処分する事とする(2006/4/1 付)

★ この廃棄物を収集・運搬・処分するには、**廃棄物管理表(マニフェスト伝票)**が必要です。★
(リサイクルビンは除く)

その他産業廃棄物

感染性及び非感染性(医療)廃棄物に含まれない産業廃棄物を、買替えまたは廃棄する場合は、「産業廃棄物処理フロー」(p9～p11)に従い、以下に記す部署に必ず連絡を行ってください。

【買替えの申請】

資材課(内線 2625)へ連絡
機器、器具などの買い換えの際には、旧品の処分を事前に資材課に申し出てください。 業者に引取り(下取り・売却)を依頼します。

【廃棄】

固定資産を廃棄する際には、「 固定資産廃棄申請書 」を経理課に提出してください。	
医療機器	MEセンター(内線 2640)へ確認
	施設環境サービス課(内線2627)に連絡 ・輸液ポンプ ・シリンジポンプ ・パルスオキシメーター ・心電計 ・心電図モニター ・保育器 ・電気メス ・超音波診断装置 ・除細動機 など
医療器具	MEセンター(内線 2640)へ確認
	・壁掛け式吸引器 ・ポンベ用酸素流量計 ・酸素流量計 など
その他のもの	施設環境サービス課(内線 2627)へ連絡を行う
	・ベッド ・ストレッチャー ・点注台 ・シャーカステン ・床頭台 ・事務用デスク、イス ・書棚 など

※産業廃棄物の具体例を(p13)に記しています。

廃棄の場合は、施設環境サービス課(内線 2627)へご連絡ください。

【産業廃棄物処理フロー】

医療機器、器具買い替え時の廃棄処理フロー

	情 報	医療機器、器具 (廃棄分)	廃棄届
購入交渉時 ① 購入機器の確認 ② 旧品処分の確認 ③ 旧品の調査 ④ 使用、廃棄の決定 ⑤ 廃棄の場合の下取り、売却の交渉	①② 資材課 ↓ ③ 現場、臨床工学部 ↓ ④⑤ 資材課 ↓ 業 者		
納入時 ⑥ 下取りか売却、廃棄かを連絡する。 ⑦ 下取りの場合・・・ 資材課は所有権の変更手続きをする。 ⑧ 売却の場合・・・ 資材課は請求手続きを行う。	⑥ ⑦ 資材課 ↓ ⑧ 現場、臨床工学部 施設環境サービス課 経理課	現 場 下取り 廃 棄 売 却 廃 棄 ↓ ↓ 業 者 施設環境サービス課	現 場 ↓ 臨床工学部 ↓ 経理課 ↓ 廃 棄の場合 施設環境サービス課

医療機器、器具買い替え時の廃棄処理フロー

	情 報	医療機器、器具 (廃棄分)	廃棄届
入交渉時 ⑨ 購入機器の確認 ⑩ 旧品処分の確認 ⑪ 旧品の調査 ⑫ 使用、廃棄の決定 ⑬ 廃棄の場合の下取り、売却の交渉 納入時 ⑭ 下取りか売却、廃棄かを連絡する。 ⑮ 下取りの場合・・・ 資材課は所有権の変更手続きをする。 ⑯ 売却の場合・・・ 資材課は請求手続きを行う。	① 現 場 ② 臨床工学部 ↓ ③ 資材課、現場 ↓ ④ 業 者 ⑤ ↓ ⑥ ↓ ⑦ 資材課 ↓ 現場、臨床工学部 施設環境サービス課、 経理課	現 場 ↑ ↓ 使用可能 臨床工学部 使用不能 ↓ 現 場 引 取 廃 棄 売 却 ↓ ↓ 業 者 施設環境 サービス課	使用不能 現 場 ↓ 臨床工学部 ↓ 経理課 ↓ 廃 棄 の場合 施設環境サービス課

その他の産業廃棄物（固定資産）の廃棄処理フロー

	情 報	その他の産業廃棄物	廃棄届
① その他の産業廃棄物で固定資産に該当するものは経理課に連絡する。 ② 経理課は固定資産番号を確認し現場、施設に連絡する。	① 現 場 ↓ ② 経理課 ↓ 現 場 ↓ 施設環境サービス課	現 場 ↓ 施設環境サービス課	現 場 ↓ 経理課 ↓ 臨床工学部 ↓ 施設環境サービス課

医療機器、器具買い替え時の現場での処理の流れ

	区 分	相手先	対 応
1	購入交渉時	資材課	買い替えの購入機器の確認、旧品処分確認が資材課からある。
2	納入前	資材課	資材課より旧品の処理（廃棄、下取り、売却）の連絡がある。
3	納入前	MEセンター	MEセンターに旧品の廃棄届けを提出する。
4	納入時	経理課	廃棄届の控えが経理課より返却される。
5	納入時	施設環境サービス課 業者	旧品を廃棄する場合は施設課へ連絡、集積場へ搬送する、下取り、売却の場合は業者に引き渡す。

医療機器、器具修理時の現場での処理の流れ

1	修理時	MEセンター	MEセンターに修理を依頼、修理の可否判断を依頼する
2	修理時	MEセンター	MEセンターより修理不能の連絡と修理品の返却がある。
3	修理時	MEセンター	MEセンターに修理品の廃棄届けを提出する。
4	廃棄前	資材課	資材課より修理品の処理（廃棄、引き取り、売却）の連絡がある。
5	廃棄前	経理課	廃棄届の控えが経理課より返却される。
6	廃棄時	施設環境サービス課 業者	修理品を廃棄する場合は施設課へ連絡、集積場へ搬送する、引き取り、売却の場合は業者に引き渡す。

その他の産業廃棄物廃棄の現場での処理の流れ

1	廃棄前	経理課	経理課へ廃棄の連絡、廃棄届を提出する。
2	廃棄前	経理課	廃棄届の控えが経理課より返却される。
3	廃棄時	施設環境サービス課	廃棄を施設課へ連絡、集積場へ搬送する

【参考】産業廃棄物具体例(特別管理産業廃棄物を除く)

種類		具体例
汚泥		検査室や実験室などの排水処理施設から発生する汚泥 (し尿を含む浄化槽汚泥は除く)
油	一般廃油	冷凍機やポンプなどの潤滑油 入院患者の給食に使った食用油(天ぷら油)
	廃溶剤	アルコール類、ケトン、洗浄油
	油泥	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥 油性スカム
	油着着物等	油の染みたウエス、油紙くず、廃吸油材
廃酸	酸性廃液	ホルマリン、その他の酸性の廃液
	写真定着廃液	定着廃液
廃アルカリ	アルカリ性廃液	検査廃液、その他のアルカリ性廃液
	写真現像液	現像液
廃プラスチック類	プラスチック製品くず	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニールチューブ、その他の合成樹脂製のもの
ゴムくず		天然ゴムの機器類
金属くず		金属製機器器具、金属製ベッド、その他金属製のもの
ガラス及び金属くず	ガラスくず	白熱球、窓ガラス、ビン類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビン
	陶磁器くず	ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他陶磁器製のもの
ばいじん		電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト
燃え殻	燃え殻	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、煙道・煙突に付着堆積した煤、クリンカ
	廃活性炭・廃カーボン	廃活性炭、廃カーボン
水銀使用製品		蛍光管、電球、水銀体温計、水銀血圧計、ボタン電池

※上記、産業廃棄物を廃棄処分する場合は、施設環境サービス課(内線 2627)にご連絡ください。

★この廃棄物を収集・運搬・処分するには、**廃棄物管理表(マニフェスト伝票)**が必要です。★

可燃ゴミ

指定袋には必ず部署名を記入してください。

可燃ゴミとは
・可燃性の廃棄物で、以下に示すもの

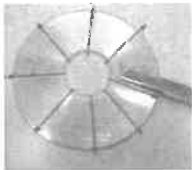
種類	内容	排出方法(容器等)
生ゴミ	よく水切りして出すこと	市の指定袋(透明) 2018/7～
木切れ	袋に入る大きさで袋を持って破れない重さ	
皮革製品	革靴、革コートなど	
再資源化できない紙類・布類	銀紙、カーボン紙、感熱紙など 帽子、カーテン、綿入り、羽毛入りなど	
布くず		
白色以外のトレイ		
PET1 以外のペットボトル		
ビニール、ゴム製品	バイク、自転車のタイヤは出してはいけません	
プラスチック容器	洗剤容器、シャンプー容器、卵パック、マヨネーズ、ケチャップボトル、醤油、ソース、油ボトル、PET1 以外のペットボトルなど	
発砲スチロール	小さく砕いて袋に入れてください	
事務用品	ボールペン(金属製でないもの) インクリボン、カセットテープ、ビデオテープ	
その他	使い捨てカイロ、テレホンカード スリッパ、バケツ、ヘアーブラシ ベルト(金具ははずすこと)、ろうそく	
医療用品の包装紙	包装紙のみ ●リサイクル可能なものはリサイクルしましょう！	
紙おむつ	感染性のおそれのないもの おむつ交換に使用した手袋、エプロンは紙おむつと一緒にまとめてビニール袋に入れ、口をしぼること。	

種類	内容	排出方法(容器等)
電磁記録媒体	フロッピーディスク、CD、DVD ●ただし、患者さんの情報、外部に漏らしてはならないと判断される情報が入っている場合は、以下プライバシー書類と同様に扱う。	市の指定袋(透明)
プライバシー書類	患者さんの名前が記入されているもの ●他の可燃ゴミとは区別してください！	ビニール袋(黒色) 焼却用書類保管庫にいらしてください

「可燃ゴミ」の中に入れてはいけないもの
感染性医療廃棄物（鋭利なもの）（鈍なもの）、非感染性医療廃棄物

「電磁記録媒体」廃棄が不安な方へ
情報処理例

- データ削除
 - 割る
 - 各電磁記録媒体用のシュレッダーにかける
 - 記録面をはがす（以下手順、写真参照）※CD、DVD の場合
- ①表面（上になる面）にカッター ②布製ガムテープを貼る ③勢い良くはがす
で数箇所切り込みを入れる



不燃ゴミ

指定袋はゴミ集積場で管理しています。

不燃ゴミとは

- ・指定袋に入るもの
- ・指定袋を手で下げて破れない程度の重さ(10kg)未満のもの

種類	内容	排出方法(容器等)
油びん		ビニール袋(透明)
ガラス製品	コップ、鏡、壊れたガラス製品など	
耐熱ガラス製品	コーヒーのデカンター、壊れた耐熱ガラス製品など	
金属類(※)	アイロン、電気コード・ケーブルなど	
一斗缶	食用油等	
陶器類	茶碗、硯、磁石など	
家電品(※)	指定袋に入り持って破れないもの	
刃物類	刃物部分は、再資源化できない紙に包んでください	
飲食用以外の 空き缶・空きビン	ワックスの缶、スプレー缶、 カートリッジ式のガス缶など (中身を使い切り、穴を開けて出してください) 化粧びん、マニキュアのびんなど (フタをはずして中身がない状態で出してください)	
使い捨てライター	中身を使い切って出してください	

不燃ゴミは、ゴミ集積場で飯塚市の指定袋に詰めています。

※)ポリ袋に入らない大きさのものは、直接ゴミ集積場へ運んでください。

「不燃ゴミ」ではないもの

蛍光管、電球、水銀体温計、水銀血圧計、ボタン電池

→ その他産業廃棄物

乾電池 → 有害ゴミ

ふとん、ミシン、ダンベル・鉄アレイ、電気カーペット、磁気マットレスなど

→ 「粗大ゴミ」

空きカン・空きビン

空きカン・空きビンとは

種類	内容	排出方法(容器等)
空きカン	ジュース、粉ミルク、酒、お菓子、缶詰、のり、食用油などのカン	ポリ袋 【リサイクル】
空きビン	ジュースのビン ●キャップを付けたままでも可	ポリ袋 【リサイクル】
	酒、醤油、調味料、みりん、果実酒、佃煮、のりなどのビン (キャップをはずしてください!)	ポリ袋
	医療用ビン(薬液、点滴など) ① キャップなどの付属品は外すこと ② 内容物は空にすること ③ 患者様の名前は消す(外す)こと	透明・茶色・その他の色に 分別する 【透明・茶色:リサイクル】
	毒物(薬)・劇物(薬)のビン バイアル(キャップのついているもの) →「非感染性医療廃棄物」(P7) 参照	その他の色: 非感染性 or 不燃ゴミ

ビン類は以下のように処理しています。

種類	処理
ジュースのビン	自販機メーカー回収
ジュース以外の飲食用ビン 医療用のビン(キャップのついていないもの)	リサイクル (日本耐酸瓶)
毒物・劇物のビン	産業廃棄物 (麻生鉱山)

★リサイクルできるビンの基準★

- ガラス製のものであること
- プラスチック、陶器などが混入(ビンの内側に)していないこと
- 中身(液体)が入っていないこと

空きビンに入れてはいけないもの
陶器、化粧ビン、耐熱ガラス製品 → 不燃ゴミ

古紙・古布

古紙・古布とは

種類	内容	排出方法(容器等)
新聞紙	新聞紙、広告、チラシ	まとめてヒモなどで 十字に結ぶ 【リサイクル】
ダンボール	●ガムテープ、布テープ、セロテープ、ホッチキスの針 等の付属品は全てはずしてください 紙箱(ティッシュペーパーの箱、菓子箱など) ●ビニール部分を取り除き、折りたたんで出して下さい	まとめてヒモなどで 十字に結ぶ 【リサイクル】
雑誌類※	上質紙、再生紙、ノート、レポート用紙、 雑誌、絵本、カタログ冊子、辞書、辞典、 単行本、はがき、便せん、封筒、 カタログ冊子など	まとめてヒモなどで 十字に結ぶ 【リサイクル】
古布	布製の衣類 コート、下着、パジャマ、ゆかた、スーツ、背 広、ズボン、綿パン、Tシャツ、Yシャツ、ふ とんカバー、タオルケット、毛布など ●ボタン、ファスナーなどの付属品は必ず必要はあり ません ●綿入り、羽毛入りのものは「可燃ゴミ」に出してくださ い	まとめてヒモなどで 十字に結ぶ 【リサイクル】

※患者様の氏名・住所及び病名などが記載された書類 →「可燃ゴミ」(p14) 参照

古紙・古布に出してはいけないもの

紙 類 窓の付いた封筒、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工紙、油紙、銀
紙、写真、合成紙、防水加工し、感熱紙、ノーカーボン紙など
付属品 粘着テープ、ワッペン類、ファイルの金具、金属クリップ類、ホッチキス針、フ
ィルム類、発泡スチロール、セロファン、プラスチック製品、ガラス製品、布製品
など

資源プラ

資源プラとは

種類	内容	排出方法(容器等)
ペットボトル	判別マーク[PET1]のペットボトルのみ ①キャップをはずす(可燃ゴミへ) ②フィルムをはがす ③水洗いをする ④足で踏みつぶす	ポリ袋
トレイ	白のトレイ(色付はダメ) つまよう枝で軽く刺すと突き抜けるトレイ ①洗って乾かすこと	//

有害ゴミ

有害ゴミとは

種類	内容	排出方法(容器等)
乾電池	ボタン電池は混ぜないでください	ポリ袋

注意) それぞれにきちんと分別してください。(混ぜないこと)

改定一覧表

改定日	改定番号	改定内容
2000/9/18	0	制定
2001/7/16	1	産業廃棄物を詳細に記す。飯塚市環境整備課のゴミの出し方(平成13年4月から)にあわせて内容を微調整した。
2002/01/07	2	施設環境サービス課にて保管
2003/6/24	3	AIH-NET (ISO 関連文書→改訂履歴); 標準廃棄物フロー (2→3 版) 参照。
2004/8/24	4	感染性廃棄物処理マニュアル改訂 (2004 年 3 月) に伴い、以下を追加 ・ バイオハザードマーク ・ 感染性廃棄物の判断フロー ・ 感染症ごとの紙おむつの取り扱い ・ 輸液セットについて、透析回路について
2006/11/30	5	■ 分別の際の紛らわしさを解消するため、使用済み手袋、マスク、キャップを“感染性医療廃棄物”のダンボール箱へ捨てるとした。 ■ バイアル (キャップのついている医療用ビン) を、非感染性医療廃棄物として処分する。 ■ 飯塚市指定袋 (青色) ⇒ (透明) に変更 ■ 感染性の容器 キンダリー缶を削除
2009/7/31	6	校正全体を見直し、変更
2009/12/21	7	古紙・古布の中の箱紙 (ティッシュペーパー、ディスク製品等) の廃棄方法の変更
2010/7/1	8	廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの変更に伴い、感染性廃棄物の判断フロー及び感染症ごとの紙おむつの取り扱いの内容変更
2012/1/10	9	一般廃棄物に電磁記録媒体の処理方法を追加
2012/10/18	10	感染性廃棄物処理マニュアル改訂により感染性 (医療) 廃棄物内抜粋事項変更追記
2018/8/17	11	■ 感染性 (医療) 廃棄物 鋭利なもの → 抗がん剤の付着した注射針、メスなどの刃物を追加 ■ ガラスくず を 感染性 (医療) 廃棄物 鈍なもの → 鋭利なもの に変更 ■ 感染性廃棄物処理マニュアル H30.3 版に沿った内容に変更 ■ ばいじん 燃え殻を特別管理産業廃棄物から削除 ■ 水銀使用製品 を 有害ごみ → その他産業廃棄物 に変更 ■ 紙おむつ交換に使用したエプロン、手袋 を 感染性 (医療) 廃棄物 → 可燃ごみ に変更 ■ ペットボトルの廃棄手順に「フィルムをはがす」を追加